平成 24 年 12 月 6 日

各　　位

会 社 名　株式会社多摩川ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　　福永　節也
（ＪＡＳＤＡＱ・コード６８３８）
問合せ先
役職・氏名　執行役員経営管理部長　髙橋 功
電話　０４６７－７９－７０２７

第三者割当による新株式の発行（金銭出資及びデット・エクイティ・スワップ）及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 6 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本株式」といいます。）及び新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）（以下、本株式及び本新株予約権を合わせて「本第三者割当」といいます。）の発行を行うことを決議いたしました。

以上につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．募集の概要

① 本株式の概要

（１）払込期日	平成 25 年 1 月 30 日（水）
（２）発行新株式数	2,136,000 株
（３）払込金額	1 株につき　金 130 円
（４）払込金額の総額	277,680,000 円 内 146,120,000 円は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込み方法によるものであります。
（５）調達資金の額	131,560,000 円（差引手取概算額：120,560,000 円）
（６）募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法による。 Marilyn Tang　769,000 株 島貫　宏昌　307,000 株 新井　紀之　169,000 株 久保田　定　153,000 株 藤島　好治　153,000 株 小泉　洋子　153,000 株 PERMAN YADI　90,000 株 大武　浩幸　76,000 株 安井　健一　76,000 株 一言 伊左夫　76,000 株 田邊　俊　76,000 株 新井　正敏　38,000 株
（７）現物出資財産の内容及び価額	Marilyn Tang が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円（同人に対する割当株式数 769,000 株のうち 153,000 株相当分）。なお、同人に対する割当株式数 769,000 株のうち 616,000 株については、金銭により出資されます。 島貫宏昌が当社に対して有する金銭債権の元本額 40,000,000 円のう

	ち39,910,000円（同人に対する割当株式数の全て） 新井紀之が当社に対して有する金銭債権の元本額17,000,000円のうち16,900,000円(同人に対する割当株式数169,000株のうち130,000株相当分)。なお、同人に対する割当株式数169,000株のうち39,000株については、金銭により出資されます。 久保田定が当社に対して有する金銭債権の元本額20,000,000円のうち19,890,000円（同人に対する割当株式数の全て） 藤島好治が当社に対して有する金銭債権の元本額20,000,000円のうち19,890,000円（同人に対する割当株式数の全て） 大武浩幸が当社に対して有する金銭債権の元本額10,000,000円のうち9,880,000円（同人に対する割当株式数の全て） 安井健一が当社に対して有する金銭債権の元本額10,000,000円のうち9,880,000円（同人に対する割当株式数の全て） 一言伊左夫が当社に対して有する金銭債権の元本額 9,999,160 円のうち9,880,000円（同人に対する割当株式数の全て）
（8）その他	本株式については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。また、平成25年1月25日に開催予定の臨時株主総会での承認を得ることを条件といたします。

② 本新株予約権の概要

（1）割当日	平成25年1月30日（水）
（2）新株予約権の総数	4,843個（新株予約権1個当たり1,000株）
（3）払込金額	新株予約権1個当たり9,000円
（4）当該発行による潜在株式数	4,843,000株
（5）調達資金の額	770,037,000円（差引手取概算額：756,037,000円） （内訳） 新株予約権の発行による調達額：　43,587,000円 新株予約権の行使による調達額：726,450,000円
（6）行使価額	1株あたり150円
（7）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による。 Marilyn Tang　2,000個 PERMAN YADI　2,000個 島貫　宏昌　266個 久保田　定　133個 藤島　好治　133個 新井　紀之　113個 大武　浩幸　66個 安井　健一　66個 一言 伊左夫　66個
（8）その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ②本新株予約権については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。また、平成25年1月25日に開催予定の臨時株主総会での承認を得ることを条件といたします。

２．募集の目的及び理由

当社は、下記（１）に記載のとおり新規事業（太陽光発電所事業）への投資並びに下記（３）に記載のとおり財務体質の健全化を目的として、下記（４）に記載の理由により第三者割当の方法により本株式及び本新株予約権を発行することとしました。

（１） 新規事業（太陽光発電所事業）への投資

当社は、平成 22 年 10 月 15 日付「組織の新設に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、太陽光エネルギー事業（太陽光システム販売事業及び太陽光発電所事業の総称をいいます。以下同じ。）へ進出することを目的として「太陽光エネルギー事業準備室」を設置し、太陽光発電モジュール及び発電システムにおける事業化の可能性につき、市場調査及びマーケティング活動に取組んで参りました。また、平成 23 年６月 29 日付「新規事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、当社グループとして正式に太陽光システム販売事業の開始を決定しました。

現在、世界のエネルギー市場においては、温室効果ガスである CO2 の削減、将来的なエネルギー供給の安定化などの観点から、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの普及拡大機運が高まってきております。中でも太陽光発電はこれらの問題解決の中心的なオプションの一つとして取り上げられ、各国競うように太陽光発電所の設置が進められております。特に我が国では、福島第一原子力発電所事故を経験したことにより、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務として叫ばれ、我が国の国会において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）が平成 24 年７月１日に施行されました。

同法は、欧州で独立発電業者（IPP）の新規参入を増加させたフィード・イン・タリフ（FIT）制度と類似した電力（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電力）全量買取り制度を導入すること及び買取りに要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し賦課金の支払を請求することを認めること等を内容とする法律であります。同法の施行により、日本における太陽光発電市場は大きく促進されるものと考えております。

新規事業への投資については当社の計画のとおり事業遂行ができない場合には当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があるものの、以上のような事業環境の変化を商機と捉え、当社は太陽光エネルギー事業を将来的には当社グループの中核とすべく、当該事業を推進して参りました。太陽光エネルギー事業につきましては、事業開始間もないことから、収益寄与は未だ限定的ですが、事業の拡大に向けて、次のとおり、社内の体制整備や営業活動を強化している状況にあります。

平成 24 年１月 20 日には、「太陽光エネルギー事業部「福岡営業所」開設に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、太陽光エネルギー需要が高い九州地域における当社太陽光エネルギー事業部の営業拠点を開設し、太陽光システム販売事業を推進して参りました。

また、平成 24 年６月 28 日付「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室の新設に関するお知らせ」にて、公表いたしましたように、当社グループでは太陽光エネルギー事業の新たな領域として太陽光発電所事業を推進するため、「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室」を開設いたしました（ソーラー発電所の中でも設置Kw数が１メガワット以上のものをメガソーラーと呼びますが､当社では、より規模の大きいソーラー発電所を運営することを目的として、準備室の名称を「太陽光発電所（メガソーラー）事業準備室」としています。）。

さらに、平成 24 年７月 12 日付「太陽光発電所（ソーラー発電所）事業の開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、福岡県筑紫郡の「筑紫ヶ丘ゴルフクラブ」において、ソーラー発電所の建設を行い、また当社子会社の本社屋においても太陽光発電システムを設置し、太陽光発電所事業を推進しております。なお、筑紫ヶ丘ゴルフクラブは平成 24 年 10 月初旬に売電を開始し、当社子会社の本社屋は平成 24 年９月 10 日付で売電を開始いたしました。

当社取り組みのメガソーラー発電所の第一段階として、平成 24 年９月９日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、山口県下関市でメガソーラー用地を確保し、現在はメガソーラー発電所の建設を行っております。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。

（平成 24 年９月９日付で確保したメガソーラー用地の概要）

所在地	山口県下関市豊浦町大字川棚字石塔 1480 番 14、1474 番 77
用途	メガソーラー発電所（面積：24,081.07 ㎡）
設置 Kw 数	１．３メガワット（1,300Kw）～１．５メガワット（1,500Kw）
現況	更地
賃借料の総額	20,000 千円（５年間合計。賃貸借契約における賃料に関しましては、当面自己資金を予定しております。）
賃借後取得価額	130,000 千円（予定）
契約概要	５年間における土地賃借並びにその後の土地売買予約契約

平成 24 年９月 25 日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 24 年９月 25 日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社 GP エナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。なお、今後は、新たなソーラー発電所につきましても、太陽光発電所ごとに専門会社を設立し、土地の取得（または賃貸）から運営までを行う方針であります。太陽光発電所ごとに専門会社を設立する主な目的は、太陽光発電所事業を行う専門会社単位での金融機関からの借入による調達（プロジェクトファイナンス等）を行うためであります。

当社取り組みのメガソーラー発電所の第二段階として、平成 24 年 11 月 27 日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市でメガソーラー用地を確保し、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指して参ります。運用実施時期につきましては、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の新株予約権の行使による時期によります。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。

（平成 24 年 11 月 27 日付で確保したメガソーラー用地の概要）

所在地	長崎県五島市浜町 507 番　他
用　途	メガソーラー発電所（面積：23,936 ㎡）　115 円/㎡（年間）
設置 Kw 数	１．９メガワット（1,900Kw）
現　況	更地
賃借料の総額	55,052 千円（20 年間合計。賃貸借契約における賃料に関しましては、当面自己資金を予定しております。）
契約概要	20 年間における土地賃貸借契約

太陽光発電所は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ 20 年間固定の価格で販売できる事業です。これにより、太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待されております。

今後、当社グループとして本格的に太陽光発電事業への取り組みを加速し、収益事業として大きく拡大させることを念頭においております。本事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所への投資資金が必要であり、下記（３）に記載のとおり当社の財政状態を鑑みると当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況（主な金融機関との交渉状況につきましては、平成 25 年３月期の連結黒字を確認した段階で、初めて借入の交渉が出来る状況（借入が確約されたものではありません。）と言われており、現状は交渉すること自体が困難な状況であります。なお、当社子会社である株式会社多摩川電子につきましては、金融機関から借入することはできておりますが、株式会社多摩川電子以外の他社への貸付は金融機関の事前承認が必要とされる財務制限条項が付されており、本日現在において、当該承諾を得られる見込みはなく、当社の投資資金としては使用できない状況にあります。）であり、資本性の資金調達が必要であるとの判断に至りました。

このような中、当社が太陽光発電所事業への投資を進める経営方針等を理解していただける候補先として、当社の代表取締役社長である福永節也の知人である藤島好治氏（藤島好治氏は有限会社藤島

興産の取締役であり、同社は福永節也が代表取締役である株式会社ジャパンゴールドを介しての知人であります。同社の代表取締役である藤島健一氏にご子息である藤島好治氏を福永節也へ紹介いただきました。）と平成24年９月24日より面談し、当社の代表取締役である桝澤徹の知人であるMarilyn Tang氏（桝澤徹とは、過去において、コメルツバンクサウスイーストアジア社での同僚でありました。）、PERMAN YADI氏（桝澤徹とは、過去において、和光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）での同僚でありました。）及び一言伊左夫氏（桝澤徹とは、過去においてＨＳＢＣ銀行においてＨＳＢＣ銀行関係者から紹介された者であります。）と平成24年８月23日より面談しました。また、平成24年10月 19 日に当社と割当候補先紹介のアドバイザリー契約を締結した株式会社アースリンク（住所：東京都中央区、代表者：三原浩、主たる業務：企業の合併、技術、販売等の提携に関する仲介斡旋及びそのコンサルティング）を介して金銭的に余裕があり、かつ属性上の問題がない割当候補先を紹介いただくよう要請し、当社の経営方針にご賛同いただける方として、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、田邊俊氏及び新井正敏氏を平成24年８月14日より順次紹介いただきました。

なお、株式会社アースリンクは割当候補先である一言伊左夫氏から平成24年７月30日に当社代表取締役である桝澤徹が紹介を受け、一言伊左夫氏の紹介でもあったことから当社とは平成 24 年８月上旬から交渉を行い、実際に割当候補先を紹介され、平成24年10月19日付の属性調査報告書によれば反社会的勢力との関係もないものと判断されることから、平成24年10月19日に当社と割当候補先紹介のアドバイザリー契約を締結しております。また、アドバイザリー契約の締結日が実際に割当候補先の紹介日より遅れた理由は、株式会社アースリンクによる割当候補先の紹介実績を確認するためであり、かつ、当社としてエクイティファイナンスの実現可能性が高まった段階でアドバイザリー契約を締結したためであります。

上記のように割当候補先の紹介を受け、当社は、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、資金が必要となることから借入での資金拠出をMarilyn Tang氏、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、藤島好治氏、大武浩幸氏、安井健一氏及び一言伊左夫氏に対してお願いし、かつ当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成24年11月７日付でMarilyn Tang氏より20,000,000円、平成24年10月18日付で島貫宏昌氏より40,000,000円、平成24年10月10日付で久保田定氏より20,000,000円、平成 24 年 11 月５日付で藤島好治氏より 20,000,000 円、平成 24 年９月 27 日付で新井紀之氏より17,000,000円、平成24年10月16日付で大武浩幸氏より10,000,000円、平成24年９月26日付で安井健一氏より10,000,000円、平成24年10月15日付で一言伊左夫氏より9,999,160円を山口県下関市の太陽光発電所事業への投資資金として借入れを行いました。

このような太陽光発電所事業への投資は当社グループの収益への貢献を期待できるものの、収益化には一定の時間が必要であること、下記（３）に記載のとおり、当社の財政状態を鑑みると、借入という負債性資金のみによる投資資金の調達は、財務体質の健全化及び信用力の向上には必ずしもつながらないことから、投資資金を確保しつつ、財務体質を健全化して信用力を向上させ、金融機関の与信判断の好材料とするためには資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

そこで、当社は、これら割当候補先と株式及び新株予約権の引受けについて協議、交渉を進め、割当候補先との間で太陽光発電所事業への投資資金として借入れた資金の株式化（デット・エクイティ・スワップ）、及びMarilynTang氏、新井紀之氏、小泉洋子氏、PERMAN YADI氏、田邊俊氏、新井正敏氏に対する金銭出資の合意を取り付けて、本日開催の取締役会において、本株式及び本新株予約権の発行を決議しました。

なお、当社は、太陽光発電事業につき、上記案件以外にも安定した収益が期待できる用地確保を交渉している案件を複数保有しており、交渉が具体化した場合には、今後は、新たな用地での発電所への投資を行うこととなります。今後の太陽光発電事業に関する当社の方針といたしましては、短期間でメガソーラー発電所を数件投資する予定であります。そのためにも、下記（３）に記載のとおり、財務体質の健全化が必要であり、財務体質の健全化に伴い、また具体的なメガソーラー発電所の実績を挙げることにより、金融機関の借入が可能となりましたら、金融機関からの借入による調達（プロジェクトファイナンス等）と併せまして新たな発電所に投資していく方針であります。

（２）新規事業（太陽光発電所事業）へのリスクについて

当社はかねてより太陽光エネルギー事業分野への進出を調査・検討し、本格的に事業として開始いたしましたが、当初の計画どおり事業展開が進まなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

太陽光エネルギー事業については、国または地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度の変更、廃止または、電力会社の余剰電力買取価格の減額等により顧客の導入意欲が減退した場合、当社グループの太陽光エネルギー事業における売上、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立にともない、今後、産業用太陽光発電システムの市場は大きく拡大することが見込まれますが、電力の「固定価格買取制度」における買取価格や買取年数の状況により、当社グループにおける太陽光エネルギー事業の進捗に影響を与える可能性があります。

（３）財務体質の健全化

当社グループは、平成 20 年３月期から平成 24 年３月期までの５期間連続で、連結及び単体で純損失を計上しており、その結果、５期間連続で連結及び単体純資産は減少し、平成 24 年３月期末における連結純資産は 761 百万円及び単体純資産は 1,464 百万円となり、当社グループは、平成 25 年３月期第２四半期においては、連結及び単体で純利益を計上する等して業績が回復して連結純資産は 894 百万円となってはおりますが、それでもなお、平成 22 年３月期末の連結純資産の 1,162 百万円の約 76%に留まっており、厳しい財政状態であります。このような財政状態にあるため、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況が続いております。主な金融機関との交渉状況につきましては、平成 25 年３月期の連結黒字を確認した段階で、初めて借入の交渉が出来る状況（借入が確約されたものではありません。）と言われており、現状は交渉すること自体が困難な状況であります。なお、当社子会社である株式会社多摩川電子につきましては、金融機関から借入することはできておりますが、株式会社多摩川電子以外の他社への貸付は金融機関の事前承認が必要とされる財務制限条項が付されており、本日現在において、当該承諾を得られる見込みはなく、当社の投資資金としては使用できない状況にあります。

そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

（４）第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記（１）に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、上記（３）に記載のとおり財政状態を鑑みると、資本の充実及び投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることが必要であり、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、調達が困難な状況が続いております。そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

①資金調達方法として本株式及び本新株予約権を選択した理由

資金調達の方法として、第三者割当のほか、公募増資、株主割当（ライツ・オファリング）という方法もありますが、公募増資や証券会社の引受けがなされるコミットメント型のライツ・オファリングにつきましては、現状の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると証券会社の引受け自体が現実的ではなく、証券会社の引受けがなされないノンコミットメント型のライツ・オファリングにつきましては調達額が不確定であり、本第三者割当の調達規模の投資資金を確保できないおそれがあって現実的ではないと考えられること、さらに、割当予定先が当社グループの経営方針及び事業方針に賛同頂いておりますので、第三者割当の方法によって本株式及び本新株予約権の発行を行うことが適切であると判断し、選択いたしました。

また、本株式の発行に加えて、本新株予約権の発行することとした理由は、本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年３月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額106,553,000円の金額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年３月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。その他の長崎県五島市のメガソーラー発電所（予定投資金額570,000,000円）につきましては、当社の太陽光発電所事業の投資規模の拡大に応じて、本新株予約権の行使を行えばよいものであることから投資リスクの軽減という意向を満たすものであり、また当社の株式の希薄化を抑えられることもあり、割当予定先との協議の中で選択したものであります。

②本株式及び本新株予約権を併せて発行する理由

下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、本株式と本新株予約権を併せて発行することにより、当社としては、払込期日において、本株式の払込金額と本新株予約権の払込金額の合計額を一定の資金として確保しつつ、また、当社グループとして太陽光発電所事業の事業規模の拡大とそれに伴う当社グループの経営状態及び財政状態の向上、ひいては当社グループの企業価値を向上させることによって割当予定先からの本新株予約権の行使による追加的な資金調達を期待することができ、株式のみで一回に資金調達をする場合に比べて発行済株式総数の増加を抑制できるものと考えております。割当予定先としては、当社の太陽光発電所事業の投資規模の拡大に応じて、本新株予約権の行使を行えばよいものであることから投資リスクの軽減という意向を満たすものであります。

③本株式及び本新株予約権の発行バランス

本株式と本新株予約権の行使による株式の発行株数の比率は、約１対2.2となっております。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年３月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額だけでなく本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、投資の不足分をMarilyn Tang氏より平成25年３月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。また、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち570,000,000円につきましては、投資の実施（資金需要）に応じて長崎県五島市のメガソーラー発電所に投資をしていく予定であります。

そのため、当社といたしましては株式数の観点からの発行バランスは悪い状況ではあるものの、資金確保性及び資金需要の観点からの発行バランスは適切であると考えております。

（５）本第三者割当につき割当候補先が応諾した経緯

本株式の発行及び本新株予約権の発行につき割当候補先が応諾した経緯は、次のとおりです。なお、本株式の発行につき、割当候補先と協議した内容として、デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資がありますが、デット・エクイティ・スワップにつきましては、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、平成25年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いしたものであります。また、金銭出資につきましては、デット・エクイティ・スワップの借入の目途がついたので、当社としては、山口県下関市のメガソーラー発電所にかかるデット・エクイティ・スワップ以外の投資資金をお願いしたものであります。

①Marilyn Tang氏について

Marilyn Tang氏につきましては、当社代表取締役の桝澤徹の知人であり、平成24年８月23日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメ

ガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

本株式の金銭出資につきましては、それでもなお、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資計画上、デット・エクイティ・スワップに伴う借入だけでは資金が不足してしまう可能性があることを説明し、そのため本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。なお、同氏につきましては、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金において、平成25年３月までに投資の必要性があることから、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の投資の不足分を同氏より平成25年３月までに当社の請求に基づき行使をするという表明を書面にて頂いております。

②島貫宏昌氏について

島貫宏昌氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成24年８月14日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

③新井紀之氏について

新井紀之氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、割当候補先である新井正敏氏のご子息であります。平成24年８月16日付秘密保持契約を締結の上、当社代表取締役の桝澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成25年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

本株式の金銭出資につきましては、それでもなお、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資計画上、デット・エクイティ・スワップに伴う借入だけでは資金が不足してしまう可能性があることを説明し、そのため本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能

性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。
④久保田定氏について
久保田定氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成 24 年９月 20 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。
デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。
また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。
⑤藤島好治氏について
藤島好治氏につきましては、当社代表取締役社長の福永節也の知人であり、平成 24 年９月 24 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役社長の福永節也が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。
デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。なお、当該借入金額は藤島好治氏の実父である藤島健一氏から金銭消費貸借契約に基づき 20,000,000 円の借入を行っている旨の確認をしております。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。
また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。
⑥小泉洋子氏について
小泉洋子氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成 24 年 10 月 18 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本株式の引き受けをお願いいたしました。
本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。
なお、同氏につき下記「６．割当予定先の選定理由等（１）割当予定先の概要」の職業の内容につき該当事項はありませんが、当社との面談等を踏まえ、金銭的余裕のある者であり割当候補先として問題ないと判断しております。
⑦PERMAN YADI 氏について
PERMAN YADI 氏につきましては、当社代表取締役の桝澤徹の知人であり、平成 24 年８月 23 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

⑧大武浩幸氏について

大武浩幸氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成 24 年９月 26 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

⑨安井健一氏について

安井健一氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成 24 年８月 16 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、安井健一氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

⑩一言伊左夫氏について

一言伊左夫氏につきましては、当社代表取締役の桝澤徹の知人であり、平成 24 年９月 29 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹及び山下正寛が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

デット・エクイティ・スワップにつきましては、当社として、上記（１）記載の山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることから借入での資金拠出をお願いし、借入に応じていただきました。かかる経緯から、当社が、本株式の発行を検討するに際して、同氏と協議の上、デット・エクイティ・スワップについて、応諾いただきました。

また、本新株予約権の引き受けにつきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関

市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有していることから、案件を獲得していくための当社の資金の必要性を説明し、そのため本新株予約権の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本新株予約権の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

⑪田邊俊氏について

田邊俊氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、平成 24 年 10 月 18 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

⑫新井正敏氏について

新井正敏氏につきましては、株式会社アースリンクより紹介いただき、割当候補先である新井紀之氏の実父であります。平成 24 年 10 月 18 日付秘密保持契約を締結の上、同日に当社代表取締役の桝澤徹が当社会社案内と共に、太陽光発電所事業の優位性を説明して、金銭的余裕があり、かつ属性上の問題がないことから、本第三者割当の引き受けをお願いいたしました。

本株式の金銭出資につきましては、当社として、太陽光発電事業につき、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所等安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、特に山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金が必要であるために、本株式の発行の可能性があることを説明し、同氏と協議の上、本株式の金銭出資の引き受けをお願いし、応諾いただきました。

（６）第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行のリスクについて

①本株式について

a. 本株式発行による希薄化について

本株式の発行される株式数は 2,136,000 株であり、平成 24 年９月 30 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 6,774,000 株（総議決権 6,568 個）に対する割合は 31.53%（総議決権数に対する割合 32.52%）となります。この結果、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式１株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 本株式における失権について

当社は各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本株式の払込みに確実性があると判断しておりますが、仮に払込みがなされず、失権となった場合は、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

②本新株予約権について

a. 本新株予約権の行使による希薄化について

本新株予約権 4,843 個の行使の目的となる株式数は 4,843,000 株であり、平成 24 年９月 30 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 6,774,000 株（総議決権 6,568 個）に対する割合は 71.49%（総議決権数に対する割合 73.73%）となります。本新株予約権が行使された場合には、当社の総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式１株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 本新株予約権による行使がされない場合について

本新株予約権において、株価の下落等の原因で本新株予約権が行使されず、当該行使による資金調達が出来ない場合、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

c. 本新株予約権における失権について

当社は各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本新株予約権の払込みに確実性があると判断しておりますが、仮に本新株予約権において発行における払込みがなされず、失権となった場合は、当社の想定する投資を行えない結果として期待した収益を上げることが出来ない可能性があり、また、この場合、当社の想定する財務基盤の健全化も行うことが出来ないこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

d. 主要株主の筆頭株主の異動について

本新株予約権の行使の状況により、主要株主である筆頭株主の異動が生じ、当該筆頭株主による株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営の方針に影響を与える可能性があります。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

払込金額の総額（新株予約権の行使価額の総額を含む）	1,047,717,000 円
調達資金の総額	901,597,000 円
発行諸費用の概算額 （本株式及び本新株予約権の発行にかかる諸費用は、概算で割当候補先紹介料 7,600,000 円、弁護士費用 6,300,000 円、登録免許税 3,600,000 円、バリュエーションに対する報酬 3,150,000 円、外部属性調査費用 1,500,000 円、その他費用（株主総会開催費用、翻訳費用、電子公告費用等）2,850,000 円からなり、25,000,000 円を予定しております。）	25,000,000 円
差引手取概算額	876,597,000 円

（注）本株式の発行による調達のうち、146,120,000 円は、当社に対する金銭債権のデット・エクイティ・スワップの方法によるため、本株式の発行に係る払込金額の総額 146,120,000 円は、調達資金の総額からは除いております。

（２）内訳

①本株式の発行

払込金額の総額	277,680,000 円
現物出資額	146,120,000 円
発行諸費用の概算額 （本株式の発行にかかる諸費用は、概算で割当候補先紹介料 4,300,000 円、弁護士費用 3,150,000 円、登録免許税 1,000,000 円、外部属性調査費用 1,000,000 円、その他費用（株主総会開催費用、翻訳費用、電子公告費用等）1,550,000 円からなり、11,000,000 円を予定しております。）	11,000,000 円
差引手取概算額	120,560,000 円

②本新株予約権の発行

新株予約権の払込金額の総額に当該新株予約権の行使により払い込むべき金額の合計額を合算した額 （内訳）（新株予約権の発行による調達額） （新株予約権の行使による調達額）	770,037,000 円 43,587,000 円 726,450,000 円
発行諸費用の概算額 （本新株予約権の発行にかかる諸費用は、概算で割当候補先紹介料3,300,000 円、弁護士費用 3,150,000 円、バリュエーションに対する報酬 3,150,000 円、登録免許税 2,600,000 円、外部属性調査費用 500,000 円、その他費用（株主総会開催費用、翻訳費用、電子公告費用等)1,300,000 円からなり、14,000,000 円を予定しております。）	14,000,000 円
差引手取概算額	756,037,000 円

なお、発行諸費用の概算額には消費税が含まれており、本株式及び本新株予約権のうち複数のものに共通して発生した費用（弁護士費用及び割当予定先が本株式と本新株予約権で共通の者に対する調査費用等）については、等分して計上しております。

（３）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

①本株式の具体的な使途及び支出予定時期

本株式の発行による調達のうち、146,120,000 円は、本株式の割当予定先が当社に対して保有する金銭債権を現物出資するものであるため、手取額はありません。金銭の出資により調達する払込金額の総額から発行諸費用を控除した差引手取概算額 120,560,000 円の使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
太陽光発電所事業の投資資金（注１， ２）	120,560,000 円	平成 25 年１月から 平成 25 年３月まで

（注１）平成 24 年９月９日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」に公表いたしましたとおり、太陽光発電所の用地を確保しました。また、平成 24 年９月 25 日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 24 年９月 25 日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社 GP エナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。当該調達資金は、当社から株式会社 GP エナジーに対して貸付けまたは出資を行うことにより資金拠出し、同社の行う山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金に充当します。株式会社 GP エナジーは、当社が本株式の払込価額に係る手取金額 120,560,000 円、下記②記載の本新株予約権払込価額に係る手取金額 35,387,000 円及び本新株予約権の行使価額に係る手取金額 720,650,000 円のうち 106,553,000 円の合計額 262,500,000 円を、次のように投資を行う予定であります。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成 25 年３月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額 720,650,000 円のうち 106,553,000 円の金額につきましては、投資の不足分を Marilyn Tang 氏より平成 25 年３月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。また、当社が下記（注２）の割当予定先から借り入れた金銭については、平成 24 年 11 月 30 日現在で、56,000,000 円を株式会社 GP エナジーに対し貸付けにより拠出し、同社は、土木・工事代金 54,000,000 円に充当しております。

投資内容	金　額
モジュール・架台代金	160,000,000 円
電気設備	62,500,000 円
工事代金	15,000,000 円
その他経費	25,000,000 円
合　計	262,500,000 円

（注２）本株式の発行による調達のうち、146,120,000 円は、本株式の割当予定先が当社に対して有する貸付債権元本を現物出資するものであります。当該金銭債権は、当社が、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金として借入れを行ったものに係る債権であり、その借入日、当初契約における弁済期日、借入金額、利率は以下のとおりです。なお、当社は、次に掲げる者との間で、本株式の募集に係る金融商品取引法による届出の効力発生及び平成25年１月25日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件として当初契約における弁済期日を本株式の払込期日である平成 25 年１月30 日とする旨の変更契約を締結しております。

割当予定先(債権者）の氏名	借入日	当初契約における弁済期日	借入金額	利率	資金使途
Marilyn Tang	平成 24 年 11 月　７日	平成 25 年５月５日	20,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
島貫　宏昌	平成 24 年 10 月 18 日	平成 25 年４月 17 日	40,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
新井　紀之	平成 24 年　９月 27 日	平成 25 年３月 22 日	17,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
久保田　定	平成 24 年 10 月 10 日	平成 25 年４月９日	20,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
藤島　好治	平成 24 年 11 月　５日	平成 25 年５月３日	20,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
大武　浩幸	平成 24 年 10 月 16 日	平成 25 年４月 15 日	10,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
安井　健一	平成 24 年　９月 26 日	平成 25 年３月 22 日	10,000,000 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金
一言　伊左夫	平成 24 年 10 月 15 日	平成 25 年４月 12 日	9,999,160 円	3.5%	太陽光発電所事業の投資資金

②本新株予約権の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権の発行及び行使による払込金額の総額 770,037,000 円から発行諸費用を控除した差引手取額 756,037,000 円の使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金　額	支出予定時期
太陽光発電所事業の投資資金（注１、２）	35,387,000 円 （本新株予約権の払込価額に係る手取金額）	平成 25 年１月から 平成 25 年３月まで
	720,650,000 円 （本新株予約権の行使価額に係る手取金額）	平成 25 年２月から 平成 27 年１月までの投資案件の進捗に応じて

（注１）平成 24 年９月９日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、山口県下関市の太陽光発電所の用地を確保しました。また、平成 24 年９月 25 日

付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成24年９月25日付で、太陽光発電所を運営する専門会社である「株式会社GPエナジー」を設立し、同社で山口県下関市のメガソーラー発電所を運営して参ります。当該調達資金は、当社から株式会社GPエナジーに対して貸付けまたは出資を行うことにより資金拠出し、同社の行う山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金に充当します。株式会社GPエナジーは、上記①記載の本株式の払込価額に係る手取金額120,560,000円、本新株予約権払込価額に係る手取金額35,387,000円及び本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の合計額262,500,000円を、次のとおり投資を行う予定であります。本来は、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金につきましては、平成25年３月までに投資の必要性があることから、資金調達を本株式の払込価額及び本新株予約権の払込価額で対応する方針でございましたが、想定した割当候補先が引き受けないこととなり、本新株予約権の行使価額も含めて対応することとなりました。なお、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の金額につきましては、Marilyn Tang氏より平成25年３月までに当社の要請に基づき行使するという表明を書面にて頂いております。

投資内容	金　額
モジュール・架台代金	160,000,000円
電気設備	62,500,000円
工事代金	15,000,000円
その他経費	25,000,000円
合　計	262,500,000円

（注２）平成24年11月27日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、長崎県五島市の太陽光発電所の用地を確保しました。当該土地につきましても、太陽光発電所を運営する専門会社を設立する予定であります。なお、同専門会社は、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち570,000,000円を、次のとおり投資を行う予定であります。

投資内容	金　額
モジュール・架台代金	210,000,000円
工事代金	150,000,000円
電気設備	145,000,000円
構築物	35,000,000円
その他経費等	30,000,000円
合　計	570,000,000円

（注３）当社は、太陽光発電事業につき、上記山口県下関市及び長崎県五島市の案件以外にも安定した収益が期待できる案件を複数保有しており、交渉が具体化した場合には、新たな太陽光発電事業への投資を行うこととなります。そのため、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち上記使途以外の44,097,000円につきましては、山口県下関市及び長崎県五島市でのメガソーラー発電所以外の新たな太陽光発電所への投資資金に充当する予定であります。

４．資金使途の合理性に関する考え方

上記「２．募集の目的及び理由（１）新規事業（太陽光発電所事業）への投資」に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業への取り組みを加速し、収益事業として大きく拡大させることを念頭においております。太陽光発電所事業への投資を行うことで当社グループの安定した収益が確保されるものと考えております。

また、上記「２．募集の目的及び理由（３）財務体質の健全化」に記載のとおり、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるものと考えております。

以上のとおり、第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行による資金調達により財務体質も健全化し、新規事業の収益を見込め、ひいては当社の企業価値の向上を通じて、既存株主の利益に資するものであると認識しており、当該資金使途には合理性があると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本株式

当社は平成 24 年８月 14 日に島貫宏昌、平成 24 年８月 16 日に新井紀之氏及び安井健一氏、平成 24 年８月 23 日に Marilyn Tang 氏及び Perman Yadi 氏、平成 24 年９月 20 日に久保田定氏、平成 24 年９月 24 日に藤島好治氏、平成 24 年９月 26 日に大武浩幸氏、平成 24 年９月 29 日に一言伊左夫氏、平成 24 年 10 月 18 日に小泉洋子氏、田邊俊氏及び新井正敏氏とそれぞれ秘密保持契約を締結した上で、本第三者割当の交渉を行なってまいりました。

当該交渉では、平成 24 年８月から 10 月中旬にかけて当社の株価が 130 円前後で推移していたこと、同年９月頃には同年８月の１ヵ月間の平均株価 132 円、同年 10 月頃には同年９月の１ヵ月間の平均株価 132 円であったことから、交渉時の時価として 130 円による払込金額で協議をしておりました。平成 24 年 10 月 18 日に本第三者割当の割当候補先であり最後に交渉を行った小泉洋子氏、田邊俊氏及び新井正敏氏との交渉時点における同月 17 日における株価の終値は 168 円ではありますが、当社は、10 月中旬より株価が上がっていったため、１ヵ月間の平均株価または３ヵ月間の平均株価にて時価での発行を想定しており、10 月中旬以降の金銭出資による調達の交渉時点につきましても、また 10 月中旬以降のデット・エクイティ・スワップを想定した借入の時点につきましても交渉時の時価として、１ヵ月間の平均株価または３ヵ月間の平均株価を想定し 130 円による払込金額での協議を続けておりました。

当社として、割当候補先との交渉が終結次第速やかに発行の決定を行うことを想定しておりましたが、当社としては太陽光事業に必要な資金を同一の機会に可能な限り資本で調達したいと考えており、また、平成 24 年９月９日に公表したとおり山口県下関市のメガソーラー発電所の用地を取得し、また、平成 24 年 11 月 27 日に公表した長崎県五島市のメガソーラー発電所の用地獲得可能性があったことから、投資に必要な資金調達のため更に多額の資金を集めるべく動いておりました。

その動きの中で、当社として、山口県下関市のメガソーラー発電所の投資を計画していたことを踏まえ、当社の借入金債務を株式に振り替えるというデット・エクイティ・スワップを行う可能性があることを説明の上、平成 25 年３月末までの売電価格での運用を目指すために、土木・工事等の資金が早急に必要となることからデット・エクイティ・スワップを想定した借入（当社としては、山口県下関市のメガソーラー発電所の土木・工事等の資金が早急に必要となることから、全ての割当予定先と借入を実施する際、130 円による払込金額で協議をしておりました。）を行っており、当社が山口県下関市のメガソーラー発電所の投資資金の目途が立っていなかったため、発行の決定が出来ずに新規割当候補先が現れない中、太陽光発電事業を行っている当社の株価が平成 24 年 10 月中旬より徐々に上昇してしまいました。

しかしながら、1 株当たり 130 円で協議を重ねてきた割当候補先との間で、その 70.76％割増しの株価である本株式にかかる取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去１ヶ月間の平均株価 222 円で、またその 59.23％割増しの株価である本第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日（平成 24 年 12 月５日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 207 円の発行価格で了解いただくことは、デット・エクイティ・スワップを想定した借入も行っており、難しい状況であります。

発行株価の交渉により了解を得られない場合は、本第三者割当の時点で資金調達を行うことが不可能となり、割当候補先からのデット・エクイティ・スワップにおける借入金を返済する必要が出てしまい、かつ山口県下関市の投資の中断も余儀なくされ、特に山口県下関市のメガソーラー発電所は既に建設が開始されているため支払いも発生し、当社の資金繰りが逼迫する結果となります。また、発行株価の交渉が長引けば山口県下関市の太陽光発電事業への投資開始時期である平成 25 年１月に資本性の資金調達が間に合わず、また、その後においても平成 25 年３月末までに太陽光発電事業に必要な投資を実行できなければ電力買取価格が低下する可能性が高く、計画どおり山口県下関市の太陽光発電事業を進められないおそれがあり、その結果、財務基盤の改善や金融機関の与信判断の向上も期待できないおそれもあります。

そのため、本株式の払込金額につきましては、平成 24 年 12 月６日開催の取締役会決議にあたり、本第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日（平成 24 年 12 月５日）の株式会社大阪証券取引

所における当社普通株式の普通取引の終値である207円に対し、37.19%ディスカウントした130円(当社が平成 24 年８月頃から交渉を行っていた割当候補先と協議をしておりました同年８月１ヵ月間及び同年９月１ヵ月間の平均株価 132 円をベースにした株価）といたしました。なお、当社といたしましては、山口県下関市のメガソーラー発電所の用地を既に取得していることから、当該投資に必要な資金調達をする必要があり、当該資金需要の観点から、デット・エクイティ・スワップ以外の金銭出資による割当候補先につきましても、当社は１株当たり 130 円による払込金額で協議を重ねてきておりましたため、金銭出資による割当候補先につきましても、払込金額を130円としました。

参考までに当該払込金額は、本第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価150円に対し、13.33%のディスカウント、過去３ヶ月間の平均株価178円に対し、26.96%のディスカウント、過去１ヶ月間の平均株価222円に対し、41.44%のディスカウントとなっております。

本新式の払込金額は、本第三者割当にかかる取締役会決議日の前営業日の終値より10%以上のディスカウントとなっていることから、本株式の発行は、会社法第 199 条第３項に規定される割当予定先に特に有利な払込金額に該当すると判断しております。

しかしながら、上記２[募集の目的及び理由] (1)に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、上記（３）に記載のとおり財政状態を鑑みると、資本の充実及び投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることが必要であり、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、金融機関から短期的に多額の借入による資金調達が困難な状況が続いております。そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは資本の充実及び安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

以上の理由により、本新株予約権と併せて、上記の発行条件により本株式を発行することは、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、発行条件は合理的であると考えております。

なお、本株式の発行は、会社法第 199 条第３項に規定される特に有利な払込金額であると判断されるとともに、本株式の発行は大規模な希薄化を生じることから、本株式の発行について既存株主の意思を確認するため、平成 25 年１月 25 日開催予定の当社臨時株主総会の議案に付議して株主の皆様のご理解を賜った上で、ご承認を得ることを条件としております。

②本新株予約権

当社は平成 24 年８月 14 日に島貫宏昌、平成 24 年８月 16 日に新井紀之氏及び安井健一氏、平成 24 年８月 23 日に Marilyn Tang 氏及び Perman Yadi 氏、平成 24 年９月 20 日に久保田定氏、平成 24 年９月 24 日に藤島好治氏、平成 24 年９月 26 日に大武浩幸氏、平成 24 年９月 29 日に一言伊左夫氏とそれぞれ秘密保持契約を締結した上で、交渉を行なってまいりました。

当該交渉では、平成24年８月から10月中旬にかけて当社の株価が130円前後で推移していたこと、同年９月頃には同年８月の１ヵ月間の平均株価132円、同年10月頃には同年９月の１ヵ月間の平均株価 132 円であったことから、当社としてメガソーラー発電所の資金需要を鑑み新株予約権の行使の実行可能性があることと新株予約権の公正価値が高額ではないことを勘案し、150 円による本新株予約権の行使価額で割当候補先と協議をしておりました。また、本新株予約権１個当たりの払込金額につきましては9,000円（１株当たり9.0円）（第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区 代表取締役 野口真人）により、平成 24 年 10 月１日を基準日として行使価額を 150 円としてモンテカルロ・シミュレーションにより試算した結果）による本新株予約権の払込金額で割当候補先と協議をしておりました。

当社として、割当候補先との交渉が終結次第に速やかに発行の決定を行うことを想定しておりましたが、当社としては太陽光事業に必要な資金を同一の機会に可能な限り資本で調達したいと考えており、また、平成 24 年９月９日に公表したとおり山口県下関市のメガソーラー発電所の用地を取得し、また、平成24年11月27日に公表した長崎県五島市のメガソーラー発電所の用地獲得可能性があったことから、投資に必要な資金調達のため更に多額の資金を集めるべく動いておりました。

その動きの中で、当社が発行の決定が出来ずに交渉期間が長引く間、太陽光発電事業を行っている当社の株価が平成 24 年 10 月中旬より徐々に上昇してしまいました。

しかしながら、1 株当たり 150 円の本新株予約権の行使価額及び本新株予約権１個当たりの払込金額 9,000 円で協議を重ねてきた割当候補先との間で、本第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日の株価を超えた行使価額でご了解いただくことは難しい状況であります。

仮に発行株価の交渉により了解を得られない場合は、本第三者割当を行うこと自体が不可能となり、山口県下関市及び長崎県五島市のメガソーラー発電所の投資の中断も余儀なくされ、特に山口県下関市のメガソーラー発電所は既に建設が開始されているため支払いも発生し、当社の資金繰りが逼迫する結果となります。また、発行株価の交渉が長引けば山口県下関市の太陽光発電事業への投資開始時期である平成 25 年１月に資本性の資金調達が間に合わず、また、その後においても平成 25 年３月末までに太陽光発電事業に必要な投資を実行できなければ電力買取価格が低下する可能性が高く、計画どおり山口県下関市の太陽光発電事業を進められないおそれがあり、その結果、財務基盤の改善や金融機関の与信判断の向上も期待できないおそれもあります。

そのため、平成 24 年 12 月６日開催の取締役会決議にあたり、本新株予約権の行使価額につきましては行使価額 150 円とし、本新株予約権１個当たりの払込金額 9,000 円（１株当たり 9.0 円）といたしました。本新株予約権の払込金額につきましては、平成 24 年 12 月６日開催の取締役会決議にあたり、本新株予約権の払込金額決定の参考にするため、上記第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値算定を依頼しました。

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ 53.66%）、満期までの期間（２年）、配当利回り（０%）、無リスク利子率（0.095%）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる上記第三者機関の算定結果（公正価値 29,500 円（１株当たり 29.5 円、当社株価の 14.25%））を参考とし、各割当予定先との間で協議を経て、本新株予約権１個当たりの払込金額を 9,000 円（１株当たり 9.0 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式１個当たりの当初価額（当初行使価額）は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値である 207 円を基準とし､27.53%のディスカウントである 150 円としました。参考までに当該行使価額は、本第三者割当にかかる取締役会決議日の前営業日を基準とした過去６ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価 150 円と同額であり、過去３ヶ月間の平均株価 178 円に対し、15.73%のディスカウント、過去１ヶ月間の平均株価 222 円に対し、32.43%のディスカウントとなっております。

以上のとおり、本新株予約権の払込金額は、第三者機関により算定された理論的価値を下回ることから、会社法第 238 条第３項に規定される割当予定先に特に有利な金額に該当すると判断しております。

しかしながら、上記２[募集の目的及び理由]（１）に記載のとおり、今後、当社グループとして本格的に太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電所事業への投資資金が必要であり、また、当社は、上記２[募集の目的及び理由]（３）に記載のとおり厳しい財政状態であり、そのため、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、調達が困難な状況が続いております。

そこで、本第三者割当により資本を充実させ、また投資資金を確保した上で、当社グループの事業を安定化させることによって、将来的には金融機関の与信判断が向上することが期待されるため、まずは安定収益を確保する投資に必要な資本性の資金調達が必要であると考えるに至りました。

以上の理由により、本株式と併せて、上記の発行条件による本新株予約権を発行することは、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、発行条件は合理的であると考えております。

また、当社は、上記の理由のとおり、本株式と併せて、上記の発行条件による本新株予約権の発行を必要と考えている一方、今回の資本性の資金調達の具体的内容に関する投資家側との協議に際して、投資家側は、当社に初めて投資することから、投資リスクを軽減したいとの要望がありました。

このように、当社と投資家側において本新株予約権と株式の発行条件の協議において当社として譲歩しなければならない条件との折り合いの中で、本新株予約権の発行条件の決定に至ったものであり、

当社としては新株式と併せて、上記の発行条件による本新株予約権の発行が必要であると判断しております。

なお、本新株予約権の払込金額は、特に有利な金額であると判断されるとともに、本新株予約権の発行は大規模な希薄化を生じることから、本新株予約権の発行について既存株主の意思を確認するため、平成 25 年１月 25 日開催予定の当社臨時株主総会の議案に付議して株主の皆様のご理解を賜った上で、ご承認を得ることを条件としております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式及び本新株予約権による新規発行株式数は、6,979,000 株となり、発行済株式の総数である 6,774,000 株（議決権数 6,568 個）に対して 103.02%の割合（議決権における割合 106.25%）に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。

当社は、事業成長の可能性が高い太陽光発電所事業へ注力すべく活動しており、経営資源を集中させることを考えております。本事業は、安定した収益が期待できる案件も多く、十分な投資資金を確保する必要性がございます。しかしながら、過去５期において当期純損失を計上したことにより、５期間連続で連結及び単体純資産は減少し、平成 24 年３月期末における連結純資産は 761 百万円及び単体純資産は 1,464 百万円となり、当社グループは、平成 25 年３月期第２四半期においては、連結及び単体で純利益を計上する等して業績が回復して連結純資産は 894 百万円となってはおりますが、それでもなお、平成 22 年３月期末の連結純資産の 1,162 百万円の約 76%に留まっていることから財務状況は厳しく、当社は金融機関からの借入による資金調達に向けて努力してはいるものの、調達が困難な状況が続いております。

こうしたことから、太陽光発電所事業は今後の事業拡大が期待できる一方、当該事業への投資資金が不足することが考えられます。そのため、当社が本第三者割当を行うことによって、今後の当社の収益拡大につながり、併せて財務体質の健全化につながるものと考えております。

以上の理由により、本第三者割当は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、本第三者割当に関する取締役会において、本株式及び本新株予約権の発行を当社として行うことについて、当該取締役会に出席した監査役全員から、その必要性及び相当性を認めるとの意見が表明されております。

もっとも、上記のとおり、大規模な希薄化が生じることになりますので、本株式及び本新株予約権の発行について既存株主の皆様の意思を確認するため、平成 25 年１月 25 日開催予定の当社臨時株主総会の議案に付議して株主の皆様のご理解を賜った上で、ご承認を得ることを条件としております。

6．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

①	氏名	Marilyn Tang
②	住所	シンガポール国
③	職業の内容	
	名称及び肩書	Timesquare Ventures　Ｐte. Ｌtd.　Director
	所在地	165, Bukit Merah Central, #08-2683, Singapore 150165
	事業の内容	コンサルタント業
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成24年11月2日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　769,000株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　2,000個（普通株式2,000,000株）

①	氏名	島貫　宏昌
②	住所	東京都港区
③	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社アカウントホールディングス　代表取締役
	所在地	東京都品川区上大崎三丁目４番１号
	事業の内容	経営コンサルタント業、事務処理代行業等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成24年10月18日付で金40,000,000円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　307,000株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　266個（普通株式266,000株）

①	氏名	新井　紀之
②	住所	埼玉県鴻巣市
③	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社アサヒコミュニケーションズ　取締役
	所在地	埼玉県鴻巣市本町四丁目 3 番 23 号
	事業の内容	印刷製本加工業等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成 24 年 9 月 27 日付で金 17,000,000 円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　169,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　113 個（普通株式 113,000 株）

①	氏名	久保田　定
②	住所	宮城県仙台市青葉区
③	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社久保田本店　代表取締役
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目 4 番 33 号
	事業の内容	不動産賃貸業、不動産売買仲介業等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成 24 年 10 月 10 日付で金 20,000,000 円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　153,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　133 個（普通株式 133,000 株）

①	氏名	藤島　好治
②	住所	福岡県福岡市博多区
③	職業の内容	
	名称及び肩書	有限会社藤島興産　取締役
	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目１番５号
	事業の内容	貸事務所、賃貸マンション、不動産管理業等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成 24 年 11 月５日付で金 20,000,000 円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　153,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　133 個（普通株式 133,000 株）

①	氏名	小泉　洋子
②	住所	東京都世田谷区
③	職業の内容	
	名称及び肩書	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	事業の内容	該当事項はありません。
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
⑤	割当株式数	普通株式　　153,000 株

①	氏名	PERMAN YADI
②	住所	シンガポール国
③	職業の内容	
	名称及び肩書	SMM Group Pte.Ltd. Director
	所在地	24 Raffles Place #26-01B Clifford Centre Singapore 048621
	事業の内容	投資業
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
⑤	割当株式数	普通株式　　90,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　2,000 個（普通株式 2,000,000 株）

①	氏名	大武　浩幸
②	住所	東京都杉並区
③	職業の内容	
	名称及び肩書	リーテイルブランディング株式会社　取締役
	所在地	東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号
	事業の内容	不動産の売買及び賃貸の仲介・管理、鑑定ならびに建築物の設計、施工、管理、請負等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成 24 年 10 月 16 日付で金 10,000,000 円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　76,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　66 個（普通株式 66,000 株）

①	氏名	安井　健一
②	住所	静岡県周智郡
③	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社八幡屋茶舗　代表取締役
	所在地	静岡県周智郡森町天宮 581-1
	事業の内容	茶の製造、加工及び販売等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成 24 年 9 月 26 日付で金 10,000,000 円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　76,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　66 個（普通株式 66,000 株）

①	氏名	一言　伊左夫
②	住所	静岡県島田市
③	職業の内容	
	名称及び肩書	カネイ一言製茶株式会社　代表取締役社長
	所在地	静岡県島田市道悦 1 丁目 1 番 9 号
	事業の内容	茶の再製加工、卸及び販売等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は、当社との間で平成 24 年 10 月 15 日付で金 9,999,160 円の金銭消費貸借契約を締結しており、当該個人より、同額を借入れております。
⑤	割当株式数	普通株式　　76,000 株
⑥	割当新株予約権個数	新株予約権　　66 個（普通株式 66,000 株）

①	氏名	田邊　俊
②	住所	埼玉県さいたま市中央区
③	職業の内容	
	名称及び肩書	有限会社総合ゆうび　代表取締役
	所在地	埼玉県さいたま市中央区円阿弥二丁目６番 36 号
	事業の内容	印刷業、印刷の版下、デザイン制作等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
⑤	割当株式数	普通株式　　76,000 株

①	氏名	新井　正敏
②	住所	埼玉県鴻巣市
③	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社アサヒコミュニケーションズ　代表取締役
	所在地	埼玉県鴻巣市本町四丁目３番 23 号
	事業の内容	印刷製本加工業等
④	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
⑤	割当株式数	普通株式　　38,000 株

（注）本株式及び本新株予約権の割当予定先につきましては、反社会的勢力の関与等のリスクを排除し、割当予定先としての適切性を担保することにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすことを目的として、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。Marilyn Tang 氏及び PERMAN YADI 氏につきましては、アジアに幅広いネットワークを有する独立系の企業アドバイザリー・ファームである Crossborder Pte Ltd（住所：50 Raffles Place, #11-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623）による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。また、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、藤島好治氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏、田邊俊氏、新井正敏氏につきましては、株式会社 JP リサーチ＆コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門３－７-12 虎ノ門アネックス６階）による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。なお、一部割当予定先の紹介者である株式会社アースリンク及び藤島好治氏の資金の借入先である実父の藤島健一氏につきましても調査を行い、同社または同氏、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

また、当社としましても、調査報告書受領後、各割当予定先から、当該各割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等について、反社会的勢力と関わりはないとの回答を得るとともに確認書を受領し、

確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、平成 20 年３月期から５期間連続して財政状態が悪化している現在の厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、太陽光発電所事業への投資を行い、当社の収益拡大を目指し、かつ財務体質の改善、経営基盤の強化、将来的な収益源泉の確保を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。

これらを実施していくために、上記２[募集の目的及び理由]（１）に記載のとおり、当社の経営環境及び経営方針等を理解していただける候補先に対して第三者割当による資本性の資金調達を行うことを検討してまいりました。

そのような中、当社の代表取締役社長である福永節也の知人である藤島好治氏及び当社の代表取締役である桝澤徹の知人である Marilyn Tang 氏、PERMAN YADI 氏及び一言伊左夫氏が、当社の太陽光発電所事業の拡大を推進する事業方針にご賛同をいただき、当社と面談を行い、今回の本株式及び本新株予約権の割当候補先として選定いたしました。

また、平成 24 年７月より、当社の割当予定紹介先である株式会社アースリンク（東京都中央区）を介して第三者割当増資の割当予定先候補を選定していましたが、当社の太陽光発電所事業の拡大を推進する事業方針にご賛同いただける方として、島貫宏昌氏、新井紀之氏、久保田定氏、藤島好治氏、小泉洋子氏、大武浩幸氏、安井健一氏、田邊俊氏、新井正敏氏を紹介いただき、当社と面談を行い、今回の本株式及び本新株予約権の割当予定先候補として選定いたしました。

なお、詳細については、上記２[募集の目的及び理由]（５）をご参照下さい。

（３）割当予定先の保有方針

①本株式について

本株式の各割当予定先からは、本第三者割当により取得した新株式については有利発行ではあるものの概ね２年以上の長期保有目的を前提とする旨の表明を書面により頂いております。

なお、当社は、各割当予定先との間において、本第三者割当により発行される新株式を２年以内において、その全部または一部を第三者に譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けたものの氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡方針等を当社に書面にて報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を取り交わしております。

また、当社は割当予定先より本株式につき、原則、担保設定や貸株契約をしないことを口頭にて確認しております。

②本新株予約権について

本新株予約権につき、Marilyn Tang 氏につきましては、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金において、平成 25 年３月までに投資の必要性があることから、本新株予約権の行使価額に係る手取金額 720,650,000 円のうち 106,553,000 円の投資の不足分を同氏より平成 25 年３月までに当社の請求に基づき行使をするという表明を書面にて頂いております。また、その他の各割当予定先に対しては、長崎県五島市のメガソーラー発電所等の投資案件の進捗に応じて、本新株予約権を行使頂く予定となっております。本新株予約権を行使した新株式につきましては、本新株予約権の権利行使時にかかる課税の税額分は売却する方針と口頭で聞いており、売却以外の株式については、有利発行ではあるものの当該株式を概ね２年以上の長期保有目的を前提とする旨の表明を書面により頂いております。また、Marilyn Tang 氏及び PERMAN YADI 氏につきましては、当社の方針に基づき、当社グループの太陽光発電所事業の業務提携先等の協力者が現れた場合には本新株予約権の一部または本新株予約権を行使した新株式を譲渡する要請をしており、業務提携先等の協力者に転売する可能性があります。当社の方針に基づく転売の要請については、両氏ともに賛同頂いております。なお、Marilyn Tang 氏及び PERMAN YADI 氏に要請をする理由といたしましては、資本力を有していることから本新株予約権を多額に引き受けていただいたため、また当社代表取締役の桝澤徹の古くからの知人であるため、当社として信頼に足る人物と確信した上で要請を行うものであります。また、本新株予約権の譲渡につきましては、譲渡制限が付されており、取締役会決議の承認を必要としていることから、当該承認に先立ち、当社にて第三者の信用調査機関への調査依頼及び財産の存在を確認いたします。

また、当社は、Marilyn Tang 氏及び PERMAN YADI 氏を除き、割当予定先より本新株予約権を行使した新株式につき、原則、担保設定や貸株契約をしないことを口頭にて確認しております。

（4）割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、以下のとおり、本第三者割当による本株式の払込金額、並びに本新株予約権の払込金額及びその行使価額の払込みを行うことが可能であり、資金またはそれに順ずる資産を保有している旨を表明した書面を各氏より受領しております。

①株式について

島貫宏昌氏、久保田定氏、藤島好治氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏の各氏に対して発行する本株式合計の 841,000 株につきましては、デット・エクイティ・スワップの手法を採用するため、金銭の払込みはありません。また、Marilyn Tang 氏及び新井紀之氏については、デット・エクイティ・スワップによる払込みと金銭による追加の払込みがあり、小泉洋子氏、PERMAN YADI 氏、田邊俊氏、新井正敏氏につきましては、金銭による払込みがあります。

本株式の発行に係る払込額につき、以下の内容を確認いたしました。

a. Marilyn Tang 氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、同氏への割当株式数のうち金銭による払込みがなされる株式の払込金額を上回る預金残高であることを確認しました。

b. 新井紀之氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式等であって払込みまでに換金が困難ではない資産であること及び当該預り資産合計額が同氏への割当株式数のうち金銭による払込みがなされる株式の払込金額を上回る残高であることを確認しました。

c. 小泉洋子氏につきましては、証券会社の預り資産明細及び銀行口座の預金通帳の写しを取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式等であって払込みまでに換金が困難ではない資産であること及び当該預り資産合計額並びに銀行口座残高の合計額が株式の払込金額を上回る残高であることを確認しました。また、当社との面談等を踏まえ、上記証券会社の預り資産明細の他にも投資事業組合への出資等の金融資産等を確認しており、金銭的余裕のある者と認識し、払込に問題はないと当社は認識しております。

d. PERMAN YADI 氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、株式の払込金額を上回る預金残高であることを確認しました。

e. 田邊俊氏につきましては、証券会社の預り資産明細及び銀行口座の預金通帳の写しを取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって払込みまでに換金が困難ではない資産であること及び当該預り資産合計額並びに銀行口座残高の合計額が株式の払込金額を上回る残高であることを確認しました。

f. 新井正敏氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、株式の払込金額を上回る預金残高であることを確認しました。

当該デット・エクイティ・スワップによる本株式の発行において、各割当予定先が金銭以外に出資の目的とする財産の内容は以下のとおりであります。

（各割当予定先の金銭債権の内容）

Marilyn Tang 氏

元　　本：20,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 11 月 7 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5%

島貫　宏昌氏

元　　本：40,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 10 月 18 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）

利　　率：3.5％

新井　紀之氏
元　　本：17,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 9 月 27 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5％

久保田　定氏
元　　本：20,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 10 月 10 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5％

藤島　好治氏
元　　本：20,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 11 月 5 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5％

大武　浩幸氏
元　　本：10,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 10 月 16 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5％

安井　健一氏
元　　本：10,000,000 円
借 入 日：平成 24 年 9 月 26 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5％

一言　伊左夫氏
元　　本：9,999,160 円
借 入 日：平成 24 年 10 月 15 日
返済期日：平成 25 年 1 月 30 日（金銭消費貸借契約の変更契約で変更したもの）
利　　率：3.5％

上記のとおり、各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本株式の払込みに確実性があると判断しております。

②本新株予約権について

Marilyn Tang 氏、PERMAN YADI 氏、島貫宏昌氏、久保田定氏、藤島好治氏、新井紀之氏、大武浩幸氏、安井健一氏、一言伊左夫氏に対して発行する本新株予約権の払込金額及び行使価額の払込みに関する財産につき、以下の内容を確認いたしました。

a. Marilyn Tang 氏つきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、また、同氏が保有する不動産リスト及び Urban Redevelopment Authority のプライス表を取得し、不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により調達する見込みであり、当該調達によって払込みを行う確約書を受領しております。銀行口座の預金通帳の写し及び不動産のプライス表を

確認いたしました。また、同氏より本新株予約権の払込金額は手元資金で払込みを行い、本新株予約権の行使価額は手元資金及び不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により行う旨の説明を受けており、同氏より受領した資料及び当該説明を踏まえると、当社としても、換価処分を行うことが可能であるものと見込んでおります。これらにより、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払込みに足ることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使につき、同氏につきましては、山口県下関市でのメガソーラー発電所への投資資金において、平成25年３月までに投資の必要性があることから、本新株予約権の行使価額に係る手取金額720,650,000円のうち106,553,000円の投資の不足分を同氏より平成25年３月までに当社の請求に基づき行使をするという表明を書面にて頂いております。当社といたしましては、銀行口座の預金通帳の写しを確認の上、投資の不足分である106,553,000円を上回る資金を保有していることから、平成25年３月までにその行使価額につき払込みに足ることを確認いたしました。

b. PERMAN YADI 氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、また、同氏が保有する不動産リスト及びUrban Redevelopment Authorityのプライス表を取得し、不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により調達する見込みであり、当該調達によって払込みを行う確約書を受領しております。銀行口座の預金通帳の写し及び不動産のプライス表を確認いたしました。また、同氏より本新株予約権の払込金額及び行使価額は、手元資金及び不動産の全部または一部の売却、担保権の設定による金融機関等からの借入等の換価処分により行う旨の説明を受けており、同氏より受領した資料及び当該説明を踏まえると、当社としても、換価処分を行うことが可能であるものと見込んでおります。これらにより、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払込みに足ることを確認いたしました。

c. 島貫宏昌氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって本新株予約権の払込金額の払込みまでに払込金額相当額への換金が困難ではない資産であって、本新株予約権の行使時点においても換金が困難ではない資産であると判断されること及び当該預り資産合計額が本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る残高であることを確認しました。

d. 久保田定氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって本新株予約権の払込金額の払込みまでに払込金額相当額への換金が困難ではない資産であって、本新株予約権の行使時点においても換金が困難ではない資産であると判断されること及び当該預り資産合計額が本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る残高であることを確認しました。

e. 藤島好治氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、本新株予約権の新株予約権及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。なお、銀行口座の残高につき、一部金額を藤島好治氏の実父である藤島健一氏から金銭消費貸借契約に基づき20,000,000円の借入を行っている旨の確認をしております。

f. 新井紀之氏につきましては、証券会社の預り資産明細を取得し、預り資産が日本の株式市場の上場株式であって本新株予約権の払込金額の払込みまでに払込金額相当額への換金が困難ではない資産であって、本新株予約権の行使時点においても換金が困難ではない資産であると判断されること及び当該預り資産合計額が本新株予約権の新株予約権及びその行使価額を上回る残高であることを確認しました。

g. 大武浩幸氏につきましては、銀行口座の預金通帳の写しを取得し、銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。

h. 安井健一氏につきましては、金融機関の預金証書の写しを取得し、預金証書の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。

i. 一言伊左夫氏につきましては、金融機関の預金証書の写しを取得し、預金証書の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。

上記のとおり、各割当予定先の払込に要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込に要する資金等を保有していることから、当社として、本第三者割当による本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

（5）その他の重要な合意事項

該当事項はありません。

7．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年9月30日現在）		募集後	
シービーエスジーバンクジュリアスベアシンガポールブランチ	21.21%	シービーエスジーバンクジュリアスベアシンガポールブランチ	16.12%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカウント クライアント	7.26%	Marilyn Tang	8.63%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカウント 69250601	6.33%	イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカウント クライアント	5.52%
ビーエヌピーパリバウェルスマネージメントシンガポールブランチ	5.15%	ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカウント 69250601	4.81%
エスアイエツクス　エスアイエス　エルテイデイー	4.88%	ビーエヌピーパリバウェルスマネージメントシンガポールブランチ	3.91%
桝澤　　徹	4.69%	エスアイエツクス　エスアイエス　エルテイデイー	3.71%
株式会社多摩川ホールディングス	3.00%	桝澤　　徹	3.56%
高木　勝義	2.46%	島貫　宏昌	3.44%
林　　正弘	1.65%	株式会社多摩川ホールディングス	2.28%
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト シンガポール カスト アセット メイン アカウント スクリプレス	1.63%	新井　紀之	1.89%

（本株式発行後、本新株予約権に係る新株予約権が全部行使された場合）

募集後	
Marilyn Tang	20.13%
PERMAN YADI	15.19%
シービーエスジーバンクジュリアスベアシンガポールブランチ	10.44%
島貫 宏昌	4.16%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカウント クライアント	3.57%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカウント 69250601	3.11%
ビーエヌピーパリバウェルスマネージメントシンガポールブランチ	2.53%
エスアイエツクス　エスアイエス　エルテイデイー	2.40%
桝澤　徹	2.31%
久保田 定	2.07%
藤島 好治	2.07%

８．日程

平成 24 年 12 月 6 日（本日）	当社取締役会決議
平成 25 年 1 月 25 日（予定）	当社臨時株主総会
平成 25 年 1 月 30 日（予定）	本株式及び本新株予約権の発行期日

９．今後の見通し

本第三者割当による平成 25 年３月期の業績に与える影響としては、株式発行に関連する費用の発生が見込まれますが、影響は軽微であると考えております。また、業績への影響については算定中であり、判明次第、速やかに公表いたします。

（企業行動規範上の手続きについて）

本第三者割当による本株式の発行及び本新株予約権の発行は、それぞれ、希薄化率が 25%以上であることから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第２条により、平成 25 年１月 25 日開催予定の当社臨時株主総会にて承認されることを条件とします。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンス等の状況

(1) 最近３年間の業績（連結）　（単位：百万円）

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	2,803	2,639	3,106
営業利益	△226	△286	△29
経常利益	△224	△284	△23
当期純利益	△570	△351	△37
1 株当たり当期純利益（円）	△105.26	△53.45	△5.63
1 株当たり配当金（円）	－	－	－
1 株当たり純資産（円）	176.83	121.65	115.83

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 24 年 12 月６日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,774,000 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期
始値	92 円	180 円	127 円
高値	290 円	210 円	273 円
安値	86 円	112 円	117 円
終値	185 円	142 円	139 円

② 最近６カ月の状況

	平成 24 年６月	平成 24 年７月	平成 24 年８月	平成 24 年９月	平成 24 年 10 月	平成 24 年 11 月
始　値	90 円	118 円	142 円	137 円	131 円	197 円
高　値	134 円	138 円	144 円	141 円	217 円	255 円
安　値	89 円	112 円	123 円	124 円	125 円	197 円
終　値	116 円	138 円	137 円	131 円	201 円	219 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 24 年 12 月５日
始　　値	205 円
高　　値	207 円
安　　値	202 円
終　　値	207 円

(4) 最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 22 年２月 16 日
調達資金の額	139,930,000 円（差引手取概算額）（払込金額：144,430,000 円）
払 込 金 額	１株当たり 110 円
募集時における発行済株式数	5,461,000 株
当該募集による発行株式数	1,313,000 株
募集後における発行済株式数	6,774,000 株
割当予定先	西谷英成、桝澤徹、奥山英明、山本千秋、吉川伊能
発行時における当初の資金使途	当社グループの運転資金及び新規事業への投資
発行時における支出予定時期	平成 22 年２月から平成 22 年４月
現時点における充当状況	当社グループの運転資金及び当社子会社であるバイオエナジー・リソーシス株式会社と PT Indonesia Biomass Resources の投資資金へ充当。

以上

（別紙１）

株式会社多摩川ホールディングス
普通株式発行要項

１．募集株式の数　　当社普通株式　2,136,000株

２．募集株式の払込金額　　１株につき130円

３．募集株式の払込金額の総額　　277,680,000円
上記のうち、131,560,000円については金銭による払込みとし、残り146,120,000円については、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によるものとする。

４．現物出資財産の内容及び価額　　以下のとおり。
①Marilyn Tangが、当社に対して有する金銭債権の元本20,000,000円のうち19,890,000円
②島貫宏昌が、当社に対して有する金銭債権の元本40,000,000円のうち39,919,000円
③新井紀之が、当社に対して有する金銭債権の元本17,000,000円のうち16,900,000円
④久保田定が、当社に対して有する金銭債権の元本20,000,000円のうち19,890,000円
⑤藤島好治が、当社に対して有する金銭債権の元本20,000,000円のうち19,890,000円
⑥大武浩幸が、当社に対して有する金銭債権の元本10,000,000円のうち9,880,000円
⑦安井健一が、当社に対して有する金銭債権の元本10,000,000円のうち9,880,000円
⑧一言伊左夫が、当社に対して有する金銭債権の元本9,999,160円のうち9,880,000円

５．払込期日　　平成25年１月30日。なお、申込期間は、平成25年１月25日から同月30日までとする。

６．増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、138,840,000円（１株につき65円）とし、増加する資本準備金の額は、138,840,000円（１株につき65円）とする。

７．発行方法
第三者割当の方法により、以下のものに割り当てる。

Marilyn Tang	769,000株
島貫　宏昌	307,000株
新井　紀之	169,000株
久保田　定	153,000株
藤島　好治	153,000株
小泉　洋子	153,000株
PERMAN YADI	90,000株
大武　浩幸	76,000株
安井　健一	76,000株
一言 伊左夫	76,000株

田邊　　俊	76,000株
新井　正敏	38,000株

８．その他

（１）代表者への委任

上記の他、本第三者割当増資に関して、必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（２）金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び株主総会の承認

上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生及び平成25年１月25日開催予定の当社臨時株主総会の承認を得ることを条件とする。

以上

（別紙２）

株式会社多摩川ホールディングス
第４回新株予約権発行要項

１．新株予約権の名称　　株式会社多摩川ホールディングス（以下「当社」という。）第４回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額　金43,587,000円

３．申込期間　　平成25年１月25日より平成25年１月30日

４．割当日及び払込期日　　平成25年１月30日

５．募集の方法及び割当先　　第三者割当の方法により、以下のものに割り当てる。

Marilyn Tang	2,000個
PERMAN YADI	2,000個
島貫　宏昌	266個
久保田　定	133個
藤島　好治	133個
新井　紀之	113個
大武　浩幸	66個
安井　健一	66個
一言 伊左夫	66個

６．新株予約権の目的である株式の種類及び数

（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,843,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（２）当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（３）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数　　4,843個

８．本新株予約権１個あたりの払込金額　　金9,000円

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（１）各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（２）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、150円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

（１）当社は、当社は本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、平成24年12月６日開催の当社取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする）の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）。

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものと見なして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

（３）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

（５）上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行

使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約の行使期間

平成25年１月30日から平成27年１月29日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。）の３営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前の日から株主確定日までの期間

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 第 13 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は１か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本金準備金、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第13項、第15項及び第16項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

14.　新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

19. 行使請求受付場所

株式会社多摩川ホールディングス　経営管理部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　大和支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性、満期までの期間、配当利回り、無リスク利子率等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる第三者機関の算定結果を参考に、各割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権１個当たりの払込金額を9,000円とした。また、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成24年12月５日）のJASDAQ市場における当社普通株式の終値207円に対して27.53％のディスカウントとなる150円とした。

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生及び平成25年１月25日開

催予定の当社臨時株主総会の承認をえることを条件とする。

以上